届出行為の取りやめ届

　　　　　　　 　 令和　　年　　月　　日

　東広島市長 様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく届出の審査済通知を受けた次の行為は、次の理由により取りやめたので、届け出ます。

１　行為の場所

２　行為の種類

３　審査済み通知年月日及び番号　　　　　　令和　　年　　月　　日第　　　号

４　行為の取やめの理由

（注）１　“届出行為の取りやめ”とは、「審査済通知書」が発行された後において、その行為を取りやめることをいいます。

　　　２　「審査済通知書」が発行される以前、届出者の意思でその届出書を取り下げる場合には、「取下届」を提出することになります。